臺灣日日新報 夕刊 昭和十六年八月十二日 (火曜日) 第一万四千八百八十號 (一)
(第二附) (明治卅一年五月九日第二種郵便物認可)

米國の容喙に對應 樞軸會議開催か

歐洲戰線へ 八ヶ國統一戰線

【ニューヨーク十日發同盟】十日のUPローマ電に依れば獨伊兩國を初めハンガリー、ブルガリア、フインランド、スロヴアキア、クロアチアの樞軸側諸國は近來增大しつつある米國の歐洲干渉に對應し、ここ二週間以內にウィーン又はヴエネチヤに於いて歐洲樞軸國統一戰線確立のため八ヶ國會議を開催する模樣と云はれる

諸威海岸に防禦線

獨、背面防備を完成強化

【ニューヨーク十日發同盟】十日のUPストクホルム發に依れば ドイツは英國との上陸作戰に備へてノルウエー國境に所謂「アルクシルホルスト・ライン」と呼ばれる强固な防禦線を完成したと云はれるが、右はノルウエー南端マンダル（クリステイヤンザンド四哩三十哩）から北はトロントハイム附近のクヴデナエスまで西部沿岸に沿うて構築されたもので、英側筋に依れば ドイツはスカンデナヴイア半島に於ける獨軍部隊の一部をフランス、ベルギー方面に轉用するに當り、右ノルウエー國境に於ける獨軍の兵力を增强したものと見られてゐる

濠緊急閣議

【メルボルン十日發同盟】メンジース首相は十日豪州西部方面へ

張鼓峰停戰三周年

尾高中將 靖國の忠靈參拜

【東京發同盟】十二日午前十二時 靖國神社にいつとう當たる陸軍記念日を中心に擧國的に擴大された陸軍の行事は、十二日の臨時大祭に參拜する遺族の大部分を占める軍人遺族の參拜を以て終了したが、十二日午後一時現在の參拜者數は左の如し

▲靖國神社臨時大祭參拜者數（十二日午後一時現在）
一、遺族（內地在住者）一萬二千五百名
一、遺族（外地在住者）二千名
一、傷痍軍人（內地在住者）二千名
一、傷痍軍人（外地在住者）二百名
一、一般參拜者 約二萬名

【東京發同盟】十二日午前十一時 靖國神社に於ける張鼓峰戰鬪三周年記念日の臨時大祭には尾高中將を始め陸軍側關係者多數參拜したが、午後一時現在の參拜者數は左の如し

▲靖國神社臨時大祭參拜者數（十二日午後一時現在）
一、遺族（內地在住者）一萬二千五百名
一、遺族（外地在住者）二千名
一、傷痍軍人（內地在住者）二千名
一、傷痍軍人（外地在住者）二百名
一、一般參拜者 約二萬名

四案件とも可決へ

けふ總動員審議會開催

【東京發同盟】國家總動員審議會第十九回總會は十二日午後一時三十分より首相官邸に於て開會、荻洲立兵、吉積正雄兩委員より國家總動員法第十八條第一項の規定に基く左記四案件に關する諮詢を受けた

一、國際收支調整に關する勤勞者の動員に關する件（內閣）
一、國際收支調整に關する勤勞者の動員に關する件（內閣）
一、國際收支調整に關する勤勞者の動員に關する件（內閣）
一、國際收支調整に關する勤勞者の動員に關する件（內閣）

兩海兵團長更迭

吳に松山光治少將 舞鶴に新葉亭造大佐

【東京發同盟】陸軍では十二日 陸軍省官報を以て

二國志

(561)

吉川英治作
矢野橋村畫

軍師の稼ぎ(二)

擊墜ソ聯機一萬

獨軍作戰、順調に進行

【ベルリン十日發同盟】獨逸國防軍最高司令部發表＝

▼東部戰線 作戰は開戰に適應中であるが、獨空軍は開戰以來既に

ソ聯一萬機以上を擊墜した

▼戰果概報 一、獨空軍は九日ファロー島東方海上で六十噸級の英商船一隻を撃沈、同日夜イングランド東南方神で英護衛驅逐艦を擊破並に二万三千噸を擊沈した

一、獨空軍は九日夜スエズを空襲、八千噸級の英商船一隻に大損害を與へた

一、獨空軍は九日ファロー島東方海上で六千噸級の英商船一隻を撃沈、同日夜イングランド東南方神で英護衛驅逐艦を擊破並に二万三千噸を擊沈した

一、獨空軍は九日夜スエズを空襲、八千噸級の英商船一隻に大損害を與へた

【ベルリン十日發同盟】獨逸國防軍最高司令部發表＝

▼東部戰線 作戰は開戰に適應中であるが、獨空軍は開戰以來既に

ソ聯一万機以上を擊墜した

赤軍西部方面 司令官罷免か

【ニューヨーク十日發同盟】十日附ベルリン發ユナイテッド・プレス特派員スタリーン機關長が西部方面軍に新しい司令官を任命したが、この新司令官はスターリン元帥とスターリン機關との間に緊張の不一致を生じ同元帥直轄の西部方面軍司令官を解任され、其の後任に故前西部方面軍司令官

ウクライナ猛爆

急降下爆撃機活躍

【ベルリン十日發同盟】獨逸國防軍十日ウクライナの戰線における獨空軍の活躍に關する左の如く發表した

一、獨空軍はウクライナのドニエプル地區に集結中の赤軍機械化部隊、騎兵隊、高射砲隊其の他の地上施設に對し大規模な空襲を實行、多大の戰果を擧げたるの外、獨空軍は赤軍戰車

ソ聯軍逐擊撃沈

【ベルリン十日發同盟】DNB特派員の報道＝獨空軍は九日カレリア地峽附近ソ軍艦艇に對し數次に亘る攻撃を加へ、左の如き戰果を擧げた

一、獨空軍は九日カレリア地峽附近ソ軍艦艇に對し數次に亘る攻撃を加へ、左の如き戰果を擧げた

南部佛印、皇軍の威容

(五日)(下)は安南軍無名戰士の墓に詣でる飯田最高指揮官

次覇兵工廠を爆撃

海鷲編隊、昆明北方急襲

【重慶發同盟】重慶電＝

重慶テロに 斷乎反擊

林宣傳部長談

【重慶十日發同盟】中華民國社會部長林宣傳部長は十日午後三時より記者會見を行ひ、最近重慶に於ける日、滿、華三國側要人に對するテロ事件に關し左の如き談話を發表した

佛閣議續開

雰圍氣極めて和やか

【ヴイシー十日發同盟】ヴイシー發AFI電は十日閣議內外情に關して左の如く報じた

閣議は十日朝九時半より開かれ閣僚の紹介を受けたが閣僚の紹介は九日に出して既に知れ渡つてゐるものが多かつた。なほダルラン副首相は同日午後閣議に參加せず

獨機モスクワを報復爆撃

【ベルリン十日發同盟】獨空軍は

攻守同盟說

獨佛近く

戰線へ派遣か

佛軍部隊東部

新任兵事部長有

田中佐本社來訪

芬蘭の對ソ反感 異常に深刻

對英感情も俄然惡化

【ヘルシンキ十日發同盟】前後ロシヤに屬せるフインランド領中に駐在せるフインランド軍隊は、ソ聯邦との國境線を越えて、ソ聯邦領內に進入し、ソ聯邦領內の要地を占領した

國境自動車路閉鎖

英益々泰國を威嚇

【ワシントン十日發同盟】タイ國を繞る國際情勢が世界の注視を浴びてゐる折柄、十日附の「ニューヨーク・タイムス」紙は、英國方面の態度は其の後に於ても依然として强硬であるが、英國はマレー國境に三千機の飛行機を集中し、タイ國に對する壓迫的態度を益々强化しつゝあると報じてゐる

特殊動物精膸藥「救心」のキ、メある症狀

●心臟の病で苦しむ人
●肋膜や肺のよくない人
●胃弱で食慾の進まぬ人
●心臟弱く動悸や息切の人
●胸が弱く熱やセキの出る人
●盜汗て夜分ね苦しい人
●神經痛て手足の痺む人
●心臟脚氣て苦しむ人

朝一夕

「心臟の手當と食養生」の本を、ハガキでお申込の方に進呈。

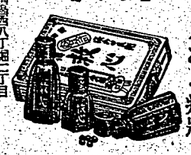

疲れ知らずに連日猛演

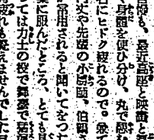

落語家 柳家金語樓

この精膸は、人跡稀なアジア高原の幽谷や、北國の氷雪中、熱帶の密林、南海の深底等に棲む、特種ホルモン動物から非常な危險を冒して採るものです。

未開の昔から、無上効くので種々の重病に用ひられて來た所謂『皇漢動物精膸藥』です。

何故この精膸が重病により効くかと言ふ事が、現代ではホルモン醫學の立場から種々研究され、先年「牛黃」には狹心症に何より特効のある膽色素と膽汁酸が多量に含まれてをり、動物實驗の結果、赤血球の數を增し血液の溶菌力を强め、肺や肋膜の惡い方に大切な血液の沈降速度を大變良くすると言ふ事等も判明し、公表されてをります。

他の精膸にも夫々の藥力があり、その全作用がお互に援け合つて、病體に必要な種々の抗病ホルモンを增强するので、病の因から手當が出來、癒りは早くその上再發等の心配のない健康體になれるのです。

救心

強ければ長命

動悸や息切れ、ね汗を去り 食慾を進める「精膸療法」

昔は大名や武士の印籠藥として救急護身に珍重され、現代ではホルモン藥として効目を謳はれる、特種動物の精膸藥、麝香・犀角・熊膽・牛黃・眞珠、他數種を配伍したのが「救心」で、心臟や胸、胃の弱い方を芯からの健康體にします。

四基＋一基 アスダメフィール

凡ゆる化膿性疾患に

三十六人扶持 三十五俵 人扶持 六 人扶持 円

東京 生薬堂

邦人を嚴重警戒

街は濠洲兵や土民兵で埋まる
慌しい新嘉坡の近情

【バンコク十一日發同盟】九日午後シンガポール發マレー方面から引揚げ船地に着した日本人一行は偶船を待つ間、目下憲兵中であるがシンガポール、マレー指方に於ける英國の壓迫示威的の態度以來マレー の日本人に對する感情は非常に惡化の一途をたどり、日本人に對し防衛地帶には一切外國人を近づけさせないのと全然區別が出來ないがシンガポールでは現在橋が每日兩回と吾を飛び越えて渡ってくるが、最近のシンガポールは濠洲兵、マレー兵、本國兵等雜多な兵隊で滿ちつてゐる、マレー方面は殆ど起たとなつてマレーの防衛を嚴重に入りて居り、英國當局が同日の警戒にたとか兩兵が到着したと、共に有

大架橋に 官傳し民心安定

に大苦とたつてゐる、殊に日本軍の南部佛印進駐の報と共に一般民衆の動搖は大きく、官廳の人心收攬の色は日增しに强くなつてゐる、これに反し佛印の對日本人に對する感情は非常に惡化の一途をたどり、日本人に對する警戒の念が

轉機に直面するタイ

英飽くなき威嚇と奸策

バンコックにて　若林本社特派員

今や望まる 外交の決断

國民黨のあの調子から察るとうやうな様子まちよこなんと被うたタイの兵士数百名が馳けつけて通りかゝる、警すでに警官の武裝にはちよつと勝ちめない警々たる銃劍、機関銃を持つ軍隊が控へて居る、此の物々しさは何事かと思ふ間もなく、兵士達は一斉に銃口を空に向けて一發の實彈を發射した、轟然たる銃聲は、一瞬にして全市を恐怖のどん底に陥れた、これは昨年十一月十二日、バンコック市内に於ける警官隊と國民黨との武力衝突事件の一場面である、この事件は、タイ國内に於ける國民黨の勢力を一掃するに決定的な役割を果したものであるが、この事件を契機として、タイ國内の政情は、一變した、即ち、それまでは、國民黨の勢力は、タイ國内に於ては、警察力を凌ぐ程の勢力を持つてゐたのであるが、この事件以後は、國民黨の勢力は、全く地に墜ちて了つたのである、

假面達に說ぐ 英將合作包圍陣

わが佛印南部進駐に際つて英軍の駐兵は絶無にして、そして日本軍の進駐を歡迎し、英軍撤退後の治安維持に當つてくれるやうにとの要請があつたと傳へられてゐるが、この事實は、英國が佛印に對して、如何に重大な關心を持つてゐるかを物語るものであらう、英國は、佛印に對する關心は、タイに對する關心よりも、更に大きいものがあるのである、

東京短期前場

	高	安	終	前日比	出来
東新一號	二九九	二九九	二九九	一	一
大新一號	二九九	二九九	二九九	一	一
鐘紡	八九〇	八八〇	八八〇	一〇	一
富士瓦	一二〇	一一九	一一九	一	一
日曹	二〇〇	一九八	一九八	二	一
日窒	一九〇	一八九	一八九	一	一
日鉱	一九〇	一八九	一八九	一	一
日石	六一八	六一八	六一八	一	一
日曹	七八八	七八八	七八八	一	一
東新	一九〇	一八九	一八九	一	一

大阪短期前場

	高	安	終	前日比	出来
大新一號	二九九	二九九	二九九	一	一
鐘紡	八九〇	八八〇	八八〇	一〇	一
富士瓦	一二〇	一一九	一一九	一	一
日曹	二〇〇	一九八	一九八	二	一
日窒	一九〇	一八九	一八九	一	一
日鉱	一九〇	一八九	一八九	一	一
日石	六一八	六一八	六一八	一	一
日曹	七八八	七八八	七八八	一	一
東新	一九〇	一八九	一八九	一	一

假面達に說ぐ 英將合作包圍陣

わが佛印南部進駐に際つて英軍の駐兵は絶無にして、そして日本軍の進駐を歡迎し、英軍撤退後の治安維持に當つてくれるやうにとの要請があつたと傳へられてゐるが、この事實は、英國が佛印に對して、如何に重大な關心を持つてゐるかを物語るものであらう、英國は、佛印に對する關心は、タイに對する關心よりも、更に大きいものがあるのである、

東京短期前場

	高	安	終	前日比	出来
東新一號	二九九	二九九	二九九	一	一
大新一號	二九九	二九九	二九九	一	一
鐘紡	八九〇	八八〇	八八〇	一〇	一
富士瓦	一二〇	一一九	一一九	一	一
日曹	二〇〇	一九八	一九八	二	一
日窒	一九〇	一八九	一八九	一	一
日鉱	一九〇	一八九	一八九	一	一
日石	六一八	六一八	六一八	一	一
日曹	七八八	七八八	七八八	一	一
東新	一九〇	一八九	一八九	一	一

大阪短期前場

	高	安	終	前日比	出来
大新一號	二九九	二九九	二九九	一	一
鐘紡	八九〇	八八〇	八八〇	一〇	一
富士瓦	一二〇	一一九	一一九	一	一
日曹	二〇〇	一九八	一九八	二	一
日窒	一九〇	一八九	一八九	一	一
日鉱	一九〇	一八九	一八九	一	一
日石	六一八	六一八	六一八	一	一
日曹	七八八	七八八	七八八	一	一
東新	一九〇	一八九	一八九	一	一

大阪短期日歩

	高	安	終	前日比	出来
大新一六銭	二九九	二九九	二九九	一	一
大新二銭	二九九	二九九	二九九	一	一
鐘紡	八九〇	八八〇	八八〇	一〇	一
富士瓦	一二〇	一一九	一一九	一	一
日曹	二〇〇	一九八	一九八	二	一
日窒	一九〇	一八九	一八九	一	一
日鉱	一九〇	一八九	一八九	一	一
日石	六一八	六一八	六一八	一	一
日曹	七八八	七八八	七八八	一	一
東新	一九〇	一八九	一八九	一	一

大阪短期日歩

	高	安	終	前日比	出来
大新一六銭	二九九	二九九	二九九	一	一
大新二銭	二九九	二九九	二九九	一	一
鐘紡	八九〇	八八〇	八八〇	一〇	一
富士瓦	一二〇	一一九	一一九	一	一
日曹	二〇〇	一九八	一九八	二	一
日窒	一九〇	一八九	一八九	一	一
日鉱	一九〇	一八九	一八九	一	一
日石	六一八	六一八	六一八	一	一
日曹	七八八	七八八	七八八	一	一
東新	一九〇	一八九	一八九	一	一

大阪綿布前場

	高	安	終	前日比	出来
日清	六一〇	六一〇	六一〇	一	一
日紡	七六〇	七六〇	七六〇	一	一
大日	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
大和	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
東洋	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
倉敷	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
富士	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
敷紡	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
東洋	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
倉敷	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
富士	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
敷紡	七三〇	七三〇	七三〇	一	一

大阪綿布前場

	高	安	終	前日比	出来
日清	六一〇	六一〇	六一〇	一	一
日紡	七六〇	七六〇	七六〇	一	一
大日	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
大和	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
東洋	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
倉敷	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
富士	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
敷紡	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
東洋	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
倉敷	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
富士	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
敷紡	七三〇	七三〇	七三〇	一	一

大阪綿糸前場

	高	安	終	前日比	出来
日清	六一〇	六一〇	六一〇	一	一
日紡	七六〇	七六〇	七六〇	一	一
大日	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
大和	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
東洋	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
倉敷	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
富士	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
敷紡	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
東洋	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
倉敷	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
富士	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
敷紡	七三〇	七三〇	七三〇	一	一

大阪綿糸前場

	高	安	終	前日比	出来
日清	六一〇	六一〇	六一〇	一	一
日紡	七六〇	七六〇	七六〇	一	一
大日	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
大和	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
東洋	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
倉敷	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
富士	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
敷紡	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
東洋	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
倉敷	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
富士	七三〇	七三〇	七三〇	一	一
敷紡	七三〇	七三〇	七三〇	一	一

大阪短期前場

	高	安	終	前日比	出来
大新一號	二九九	二九九	二九九	一	一
大新二號	二九九	二九九	二九九	一	一
鐘紡	八九〇	八八〇	八八〇	一〇	一
富士瓦	一二〇	一一九	一一九	一	一
日曹	二〇〇	一九八	一九八	二	一
日窒	一九〇	一八九	一八九	一	一
日鉱	一九〇	一八九	一八九	一	一
日石	六一八	六一八	六一八	一	一
日曹	七八八	七八八	七八八	一	一
東新	一九〇	一八九	一八九

成層圏 (38)

廣津和郎作
大貫松三畫

博士の候補者 (二)

世の歴代が推薦のその新しい治療法を発表するのには、二つの理由があった。もつとも強いつながりはそれは一つの理由になるというても好かった。一つは醫學界の權威者を説得するのが容易いが、そしてもう一つはその發明法そのものが、醫學界の全般に對して全く新しいものであったから、從來の醫學者は、一人の發明者に對しては、多くの場合、嫉妬心を感じ、一人の發明者を、一人の敵と考へる上に、醫學者全般に對しては、自分の發明を、一人の發明者に對しては、自分の發明を、一人の敵と考へる上に、醫學者全般

（第二號）（第一種郵便物認可）　昭和十六年八月十二日（火曜日）　臺灣日日新報　第一万四千八百八十號

臺灣日日新報

本日夕刊共八頁

財産的給付一切統制
九・一八令當分有效
價格等統制令改正骨子

【東京發同盟】十一日の第十七回閣議に於て可決された價格等統制令改正勅令は、價格等統制令第十七條の規定に基く價格等の統制に關する重要事項を審議する爲、内閣に價格等統制審議會を設置し、價格等統制令第十八條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第十九條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第二十條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第二十一條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第二十二條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第二十三條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第二十四條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第二十五條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第二十六條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第二十七條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第二十八條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第二十九條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第三十條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第三十一條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第三十二條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第三十三條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第三十四條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第三十五條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第三十六條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第三十七條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第三十八條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第三十九條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第四十條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第四十一條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第四十二條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第四十三條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第四十四條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第四十五條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第四十六條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第四十七條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第四十八條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第四十九條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第五十條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第五十一條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第五十二條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第五十三條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第五十四條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第五十五條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第五十六條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第五十七條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第五十八條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第五十九條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第六十條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第六十一條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第六十二條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第六十三條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第六十四條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第六十五條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第六十六條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第六十七條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第六十八條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第六十九條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第七十條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第七十一條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第七十二條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第七十三條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第七十四條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第七十五條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第七十六條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第七十七條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第七十八條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第七十九條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第八十條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第八十一條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第八十二條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第八十三條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第八十四條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第八十五條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第八十六條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第八十七條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第八十八條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第八十九條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第九十條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第九十一條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第九十二條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第九十三條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第九十四條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第九十五條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第九十六條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第九十七條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第九十八條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第九十九條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百一條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百二條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百三條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百四條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百五條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百六條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百七條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百八條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百九條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百十條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百十一條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百十二條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百十三條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百十四條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百十五條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百十六條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百十七條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百十八條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百十九條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百二十條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百二十一條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百二十二條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百二十三條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百二十四條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百二十五條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百二十六條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百二十七條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百二十八條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百二十九條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百三十條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百三十一條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百三十二條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百三十三條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百三十四條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百三十五條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百三十六條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百三十七條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百三十八條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百三十九條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百四十條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百四十一條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百四十二條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百四十三條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百四十四條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百四十五條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百四十六條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百四十七條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百四十八條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百四十九條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百五十條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百五十一條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百五十二條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百五十三條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百五十四條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百五十五條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百五十六條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百五十七條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百五十八條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百五十九條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百六十條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百六十一條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百六十二條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百六十三條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百六十四條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百六十五條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百六十六條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百六十七條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百六十八條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百六十九條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項を内閣總理大臣に建議する爲、内閣に價格等統制會議を設置し、價格等統制令第百七十條の規定に依り、價格等統制令中に規定する命令の制定又は改廢に關し、内閣總理大臣の諮詢に應じ、又は必要と認むる事項

社說

世界制覇の野望に燃る米國
日ソ離間工作を警戒すべし

一

獨ソ開戰以來米英米國の對枢軸敵視が極めて積極的且つ攻勢的となつたことは注目に値する。先づ第一に英國による飽迄の援蔣、第二に英國による飽迄の援ソ、而して今米國の對日援助阻止と壓迫を目標とし、最後的武力發動をも辭さざる決意を以て日ソ離間を策しつつあることは疑を容れざる所である。

二

抑々、われらは一體ソ聯邦の對日態度についてはこれを語るべきいはれなきはいふ迄もない。ことに隣邦としての出來ない現在、ソ聯が對獨戰に於て如何なる態度に出でんとも、われらの關知するところではない。

然るに、米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

三

從つて、われらは一體ソ聯邦の對日態度についてはこれを語るべきいはれなきはいふ迄もない。ことに隣邦としての出來ない現在、ソ聯が對獨戰に於て如何なる態度に出でんとも、われらの關知するところではない。

然るに、米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

四

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

五

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

六

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

七

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

八

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

九

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

十

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

十一

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

十二

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

十三

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

十四

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

十五

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

十六

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

十七

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

十八

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

十九

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

二十

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

二十一

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

二十二

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

二十三

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

二十四

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

二十五

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

二十六

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

二十七

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

二十八

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

二十九

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

三十

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

三十一

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

三十二

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

三十三

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

三十四

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

三十五

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

三十六

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

三十七

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

三十八

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

三十九

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

四十

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

四十一

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

四十二

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

四十三

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

四十四

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

四十五

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

四十六

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

四十七

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

四十八

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

四十九

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

五十

米國はソ聯邦の對日態度に對して極めて神經質であるが、これ實に米國にとつて死活の問題であるからである。米國の對日戰爭準備は、ソ聯邦の對日參戰を以て完成するといはれてゐるが、ソ聯が對獨戰に於て大打撃を受けることは米國にとつて最も望ましきことであり、從つて米國は出來得る限りソ聯の對獨戰を長引かしめんことを欲するであらう。

商法評價規定緩和
株價の安定に資す
株式評價臨時措置・政府當局談

【東京發同盟】會社利益配當臨時措置法に關する商法特例案は、既報の如く十二日の第十七回議會衆議院本會議に於て可決されたが、同法案の骨子は次の如きものである。

▲株式會社の資本組織變更に關する商法第二百八條第一項の規定は、昭和十六年八月一日より昭和十七年七月三十一日迄の間に開始する營業年度に於ける株式會社の資本組織變更に關しては之を適用せず、右期間に開始する營業年度に於ける株式會社の資本組織變更に關しては、同法第二百八條第一項の規定に拘らず、時價を以て新株を發行することを得、但し新株發行價額の總額が發行前の資本の額を超ゆる場合に於ては、其の超ゆる額に相當する金額は、資本に組入るることを要せず

▲株式會社が前項の規定に依り新株を發行したる場合に於ては、其の發行價額の二分の一を超ゆる金額は、之を資本に組入るることを要せず

▲株式會社が第一

軍需工場吹ツ飛ぶ
陸鷲會心の重慶爆撃

【00発信十二日發同盟】十二日發表された重慶の被害は甚大であり、昨夏以後の如き最も徹底的爆撃であつた、即ち敵の重要軍需工場は殆ど全部が吹ツ飛ばされ、その他の官衙、軍事施設、兵舎、倉庫、飛行場等も悉く破壊され、敵の抗戦力は著しく減殺された、

【00発信十二日發同盟】十二日重慶を襲つた我が陸鷲の爆撃隊は、いづれも敵の軍需工場、官衙、軍事施設、兵舎、倉庫、飛行場等の重要目標に対して徹底的爆撃を加へ、敵の抗戦力に著しい減殺を与へた、

【00発信十二日發同盟】十二日重慶を襲つた我が陸鷲の爆撃隊は、いづれも敵の軍需工場、官衙、軍事施設、兵舎、倉庫、飛行場等の重要目標に対して徹底的爆撃を加へ、敵の抗戦力に著しい減殺を与へた、

【00発信十二日發同盟】十二日重慶を襲つた我が陸鷲の爆撃隊は、いづれも敵の軍需工場、官衙、軍事施設、兵舎、倉庫、飛行場等の重要目標に対して徹底的爆撃を加へ、敵の抗戦力に著しい減殺を与へた、

【00発信十二日發同盟】十二日重慶を襲つた我が陸鷲の爆撃隊は、いづれも敵の軍需工場、官衙、軍事施設、兵舎、倉庫、飛行場等の重要目標に対して徹底的爆撃を加へ、敵の抗戦力に著しい減殺を与へた、

【00発信十二日發同盟】十二日重慶を襲つた我が陸鷲の爆撃隊は、いづれも敵の軍需工場、官衙、軍事施設、兵舎、倉庫、飛行場等の重要目標に対して徹底的爆撃を加へ、敵の抗戦力に著しい減殺を与へた、

本島青年の蹶起促す
きのふ士林街で時局懇談講演會
奉公會、地方への第一聲

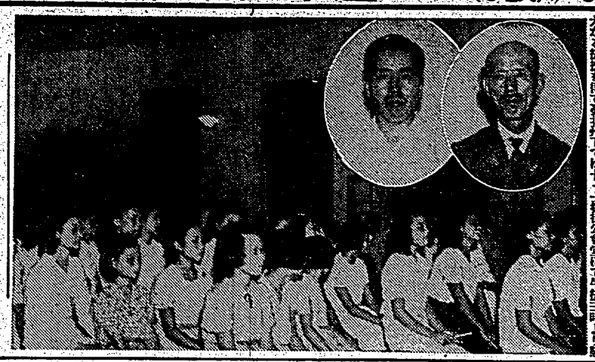

内地人未婚女性に
奉公精神を鼓吹
新竹市で近く修練會

産業人の聲に傾聽
總督　基隆の民間有識者と懇談

校長先生の錬成會
開幕　全島から六十四名

火の粉を浴びて
轉爐を視察
基隆から更に八堵へ

トーチカに決死突入
敵手榴彈に無念の負傷

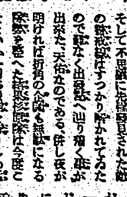

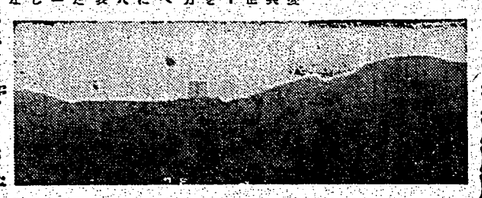

新竹州に大放牧場
馬産王國目ざして新設

これぞ銃後の母
加藤准尉の講演を続る感激篇

臺灣の青年達は覇氣がない
明大生一行の視察所感

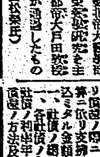

各地綜合版

表玄關の面目保持

不體裁に亙らぬ木造二階建は許可

高雄州知事市民の熱意を喚起

【高雄特電】人口百萬を目指し一躍飛躍する高雄市の表玄關の面目保持から問題化の高雄驛の改築に關しては既報の如く十數回の協議會を重ねて來たが、愈々十米道路の線に添ひ木造二階建とし、その三階以上は鐵筋コンクリートとなすべき旨十米道路指定の際既に決定されたが、その後高雄驛の改築が問題化するや市當局は驛の改築と共に表玄關の面目保持の見地から驛前廣場の擴張を計畫し、十一月末一時手放しで市に移管する豫定の驛前廣場を含む驛前一帶の地域を鐵筋コンクリート建とすべく、去る十日午後一時から州廳會議室に關係官廳、會社、銀行、商會等の代表、關係有志約二十名を招集して州知事、市尹、市會議長、市參事會員等列席の上、左記の如く決定した

一、驛前廣場に面する道路に面する建物は鐵筋コンクリート建とすること

一、驛前廣場に面する建物は鐵筋コンクリート建とすること

一、公共建物の前面の道路は廣場に準じ鐵筋コンクリート建とすること

一、驛前廣場に面する道路に面する建物は鐵筋コンクリート建とすること

一、驛前廣場に面する建物は鐵筋コンクリート建とすること

一、驛前廣場に面する建物は鐵筋コンクリート建とすること

一、驛前廣場